

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例(昭和五十九年十二月二十五日条例第二十九号)

最終改正:令和 五年 三月一三日条例第四号

改正内容:令和 五年 三月一三日条例第四号

○風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例

昭和五十九年十二月二十五日条例第二十九号

改正

- 昭和六一年 六月一九日条例第一六号
- 平成 元年 三月二七日条例第九号
- 平成 四年一〇月 七日条例第二九号
- 平成 五年 七月 七日条例第二七号
- 平成一〇年一二月二二日条例第二六号
- 平成一二年 三月二七日条例第六号
- 平成一二年一二月二一日条例第四一號
- 平成一三年 三月二六日条例第二三號
- 平成一三年一二月二一日条例第五〇號
- 平成一五年一〇月 七日条例第三三號
- 平成一八年 三月二七日条例第二七號
- 平成一八年 七月 六日条例第四二號
- 平成二二年一二月二七日条例第三九號
- 平成二七年一二月二二日条例第四九號
- 平成三〇年 三月二〇日条例第二一號
- 令和 五年 三月一三日条例第四号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例をここに公布する。

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例

風俗営業等取締法施行条例(昭和三十四年広島県条例第九号)の全部を改正する。

(趣旨)

第一条 この条例は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和二十三年法律第百二十二号。以下「法」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第二条 この条例で使用する用語は、法及び風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令(昭和五十九年政令第三百十九号)で使用する用語の例による。

第三条 削除

(風俗営業の営業地域の制限)

第四条 法第四条第二項第二号の条例で定める地域は、次に掲げる地域とする。

- 一 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第八条第一項第一号に規定する第一種低層住居専用地域(以下「第一種低層住居専用地域」という。)、第二種低層住居専用地域(以下「第二種低層住居専用地域」という。)、第一種中高層住居専用地域(以下「第一種中高層住居専用地域」という。)、第二種中高層住居専用地域(以下「第二種中高層住居専用地域」という。)、第一種住居地域(以下「第一種住居地域」という。)、第二種住居地域(以下「第二種住居地域」という。)、準住居地域(以下「準住居地域」という。))及び田園住居地域(以下「田園住居地域」という。))

- 二 次の表の上欄に掲げる施設の敷地(これらの用に供するものと決定した土地を含む。)の周囲から、当該施設ごとに、同表の下欄に掲げる風俗営業の種別に応じ、それぞれ同欄に定める距離の区域内の地域

施設		風俗営業の種別	
種類	所在地	法第二条第一項第一号から第四号までの営業	法第二条第一項第五号の営業
学校(大学を除く。) 又は図書館	商業地域	七十メートル	三十メートル
	近隣商業地域	八十メートル	四十メートル
	商業地域及び近隣商業地域以外の地域	百メートル	五十メートル
病院、診療所(四人以上の患者を入院させるための施設を有するものに限る。) 又は児童福祉施設	商業地域	二十メートル	十メートル
	近隣商業地域	三十メートル	二十メートル
	商業地域及び近隣商業地域以外の地域	五十メートル	二十メートル
備考			
一 商業地域及び近隣商業地域とは、都市計画法第八条第一項第一号に規定するものをいう。以下同じ。			

二 病院とは、医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第一条の五第一項に規定するものをいう。以下同じ。

三 診療所とは、医療法第一条の五第二項に規定するものをいう。以下同じ。

2 前項の規定は、臨時遊技場（法第二条第一項第四号又は第五号の営業で三月以内の期間を限つて営業するものをいう。）又は風俗営業でその営業する場所が常態として移動するものについては、適用しない。

（営業時間の制限の特例）

**第五条** 法第十三条第一項ただし書の条例で定める時は、午前一時とする。

2 法第十三条第一項第一号の習俗的行事その他の特別な事情のある日として条例で定める日は次の各号に掲げる日とし、同項第一号の当該事情のある地域として条例で定める地域はそれぞれ当該各号に定める地域とする。

一 十二月二十日から十二月三十一日までの日 広島県全域

二 前号に掲げるもののほか、公安委員会規則で定める日 別表に定める地域その他公安委員会規則で定める地域

3 接待飲食等営業、まあじやん屋及び法第二条第一項第五号の営業につき法第十三条第一項第二号の午前零時以後において風俗営業を営むことが許容される特別な事情のある地域として条例で定める地域は、別表に定める地域とする。

（風俗営業の営業時間の制限）

**第六条** 法第二条第一項第四号の営業（まあじやん屋を除く。）を営む風俗営業者は、広島県全域において、午前六時後午前九時までの時間及び午後十一時から翌日の午前零時前（当該翌日が前条第二項各号に掲げる特別な事情のある日のいずれかに該当する場合における当該事情のある地域については、午前一時まで）の時間においては、その営業を営んではならない。

（騒音及び振動の規制）

**第七条** 法第十五条（法第三十一条の二十三及び第三十二条第二項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の条例で定める騒音に係る数値は、次の表の上欄に掲げる地域ごとに同表の下欄に掲げる時間の区分に応じ、それぞれ同欄に定める数値とする。

地域	数値		
	昼間	夜間	深夜
第一種低層住居専用地域	五十デシベル	四十五デシベル	四十五デシベル
第二種低層住居専用地域			
第一種中高層住居専用地域			
第二種中高層住居専用地域			
第一種住居地域			
第二種住居地域			
準住居地域			
田園住居地域			
近隣商業地域	六十五デシベル	五十五デシベル	五十デシベル
商業地域			
準工業地域			
工業地域			
工業専用地域			
用途地域の指定のない地域	六十デシベル	五十五デシベル	五十デシベル
備考 準工業地域、工業地域、工業専用地域及び用途地域とは、都市計画法第八条第一項第一号に規定するものをいう。			

2 法第十五条の条例で定める振動に係る数値は、五十五デシベルとする。

（風俗営業者の遵守事項）

**第八条** 風俗営業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

一 営業所で卑わいな行為若しくは容装をし、その他善良の風俗を害する行為をし、又は客にこれらの行為をさせないこと。

二 従業者から営業に関し名義のいかんを問わず金品を徴し、又は従業者の負担で特殊な容装をさせないこと。

三 営業所（旅館業の許可を受けているものを除く。）に客を宿泊させないこと。

四 従業者の間において売上競争をさせないこと。

五 客の求めない飲食物を提供しないこと。

六 通常客が自由に入出入りし、又は通行するために設けられた通路以外の通路には、立入禁止の表示をするとともに客を立ち入らせないようにすること。

七 営業中において、客室への出入りが困難となるような施設等をしないこと。

2 法第二条第一項第四号又は第五号の営業を営む風俗営業者は、前項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

一 著しく射幸心をそそるおそれがある方法で営業しないこと。

二 賭博その他著しく射幸心をそそるおそれのある行為をし、又は客にこれらの行為をさせないこと。

三 第三者の行為により勝敗又は賞品の得失を定めないこと。

四 営業所（ぱちんこ屋に限る。）において客に飲酒させないこと。

五 客に提供した賞品を他人に買い取らせないこと。

（年少者の立入りの制限）

**第九条** 法第二条第一項第五号の営業を営む風俗営業者は、午後六時以後午後十時前の時間において十六歳未満の者を営業所に客として立ち入らせるときは、保護者の同伴を求めなければならない。

（店舗型性風俗特殊営業等の禁止区域の基準となる施設）

**第十条** 法第二十八条第一項（法第三十一条の三第二項の規定において適用する場合及び法第三十一条の十三第一項において準用する場合を含む。）の条例で定める施設は、次に掲げる施設とする。

- 一 病院
- 二 診療所
- 三 博物館法（昭和二十六年法律第二百八十五号）第二条第一項に規定する博物館又は同法第三十一条第二項に規定する指定施設
- 四 社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）第二十一条に規定する公民館
- 五 国若しくは地方公共団体又は独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。）が設置した青年の家、児童文化センターその他の青少年のための教育施設
- 六 都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）第二条第一項に規定する都市公園  
（店舗型性風俗特殊営業等の禁止地域）

**第十一条** 店舗型性風俗特殊営業、受付所営業及び店舗型電話異性紹介営業は、次の表の上欄に掲げる営業の種別ごとに、同表の下欄に掲げる地域においては、これを営んではならない。

営業の種別	禁止区域
法第二条第六項第一号の営業 法第二条第六項第二号の営業 法第二条第六項第三号の営業 法第二条第六項第五号の営業 法第二条第六項第六号の政令で定める営業 受付所営業 法第二条第九項の営業	広島県全域（広島市中区薬研堀一番街区、四番街区、五番街区及び八番街区並びに同区弥生町三番街区及び六番街区を除く。）
法第二条第六項第四号の営業	広島県全域
個室に自動車の車庫（天井（天井のない場合にあつては、屋根）及び二以上の側壁（ついで、カーテンその他これらに類するものを含む。）を有するものに限る。以下同じ。）が個々に接続する施設であつて、次のいずれかに該当する構造及び設備を設けるもの （1） 個室に接続する車庫の出入口が扉等によつて遮へいできるもの （2） 車庫の内部から個室に通ずる専用の人の出入口又は階段若しくは昇降機が設けられているもの （3） 個室と車庫とが専用の通路によつて接続しているものにあつては、当該通路の内部が外部から見えないもの	広島県全域
その他のもの	広島県全域（商業地域を除く。）

（店舗型性風俗特殊営業等の営業時間の制限）

**第十二条** 店舗型性風俗特殊営業（法第二十八条第四項に規定するものに限る。）、受付所営業又は店舗型電話異性紹介営業を営む者は、深夜においては、その営業を営んではならない。

（性風俗関連特殊営業の広告制限地域）

**第十二条の二** 法第二十八条第五項第一号口（法第三十一条の十三第一項において準用する場合を含む。）の条例で定める地域は、第十一条により、営業の種別に応じ、当該営業が禁止される地域とする。

2 法第三十一条の三第一項、法第三十一条の八第一項及び法第三十一条の十八第一項において準用する法第二十八条第五項第一号口の条例で定める地域は、広島県全域（広島市中区薬研堀一番街区、四番街区、五番街区及び八番街区並びに同区弥生町三番街区及び六番街区を除く。）とする。

（特定遊興飲食店営業の許可に係る営業所設置許容地域）

**第十二条の三** 法第三十一条の二十三において準用する法第四条第二項第二号の条例で定める地域は、別表に定める地域のうち、次の各号に掲げる施設の敷地（これらの用に供するものと決定した土地を含む。）の周囲から二十メートルの区域内の地域以外の地域とする。

- 一 病院
- 二 診療所（四人以上の患者を入院させるための施設を有するものに限る。）
- 三 児童福祉施設（特にその周辺の深夜における良好な風俗環境を保全する必要がある施設として公安委員会規則で定めるものに限る。）

（特定遊興飲食店営業の営業時間の制限）

**第十二条の四** 特定遊興飲食店営業者は、広島県全域において、午前五時から午前六時までの時間においては、その営業を営んではならない。

（特定遊興飲食店営業者の遵守事項）

**第十二条の五** 特定遊興飲食店営業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 一 営業所で卑わいな行為若しくは容装をし、その他善良の風俗を害する行為をし、又は客にこれらの行為をさせないこと。
- 二 客の求めない飲食物を提供しないこと。
- 三 営業中において、客室への出入りが困難となるような施錠等をしないこと。

（深夜における酒類提供飲食店営業の禁止地域）

**第十三条** 酒類提供飲食店営業は、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域及び田園住居地域においては、深夜においてこれを営んではならない。

(風俗環境保全協議会を置く地域)

**第十四条** 法第三十八条の四第一項の条例で定める地域は、別表に定める地域とする。

(公安委員会規則への委任)

**第十五条** この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、公安委員会規則で定める。

**附 則**

(施行期日)

**第一条** この条例は、昭和六十年二月十三日から施行する。

(風俗営業の許可に関する手数料条例の廃止)

**第二条** 風俗営業の許可に関する手数料条例(昭和五十三年広島県条例第二十四号)は、廃止する。

(広島県税条例の一部改正)

**第三条** 広島県税条例(昭和二十九年広島県条例第十六号)の一部を次のように改正する。

第九十三条中「風俗営業等取締法施行条例(昭和三十四年広島県条例第九号)第九条第二項の規定によつて」を「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和三十二年法律第百二十二号)第三条第三項の規定による営業の許可の更新を受けようとする場合において」に改める。

(公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例の一部改正)

**第四条** 公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例(昭和三十八年広島県条例第十五号)の一部を次のように改正する。

第五条中「遊技場(風俗営業等取締法施行条例(昭和三十四年広島県条例第九号)第一条第七号イの遊技場をいう。以下同じ。)の営業所又はその付近において、遊技場」を「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和三十二年法律第百二十二号)第二条第一項第七号に該当する遊技場の営業所又はその付近において、当該遊技場」に改める。

**附 則**(昭和六一年六月一九日条例第一六号)

この条例(中略)は昭和六十一年六月二十七日から施行する。

**附 則**(平成元年三月二七日条例第九号抄)

(施行期日)

**第一条** この条例は、平成元年四月一日から施行する。(後略)

**附 則**(平成四年一〇月七日条例第二九号)

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則**(平成五年七月七日条例第二七号)

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例の施行の際現に都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律(平成四年法律第八十二号。以下「改正法」という。)第一条の規定による改正前の都市計画法(昭和四十三年法律第百号)に規定により定められている都市計画区域内の第一種住居専用地域、第二種住居専用地域及び住居地域に関しては、改正法の施行の日から起算して三年を経過する日(その日前に改正法第一条の規定による改正後の都市計画法第二章の規定により、当該都市計画区域について、用途地域に関する都市計画が決定されたときは、当該都市計画の決定に係る都市計画法第二十条第一項(同法第二十二号第一項において読み替える場合を含む。)の規定による告示があった日)までの間は、この条例による改正前の風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例第四条第一項第一号、第七条第一項の表及び第十三条の規定は、なおその効力を有する。

**附 則**(平成一〇年一二月二二日条例第二六号)

この条例は、平成十一年四月一日から施行する。ただし、第四条第一項第二号の表の改正規定及び第七条第一項の表の備考の改正規定(「近隣商業地域、」を削る部分に限る。)は、公布の日から施行する。

**附 則**(平成一二年三月二七日条例第六号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成十二年四月一日から施行する。

**附 則**(平成一二年一二月二一日条例第四一號抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成十三年一月六日から施行する。

**附 則**(平成一三年三月二六日条例第二三號)

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則**(平成一三年一二月二一日条例第五〇号)

この条例は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律(平成十三年法律第五十二号)附則第一条に規定する政令で定める日から施行する。(政令で定める日=平成一四年四月一日)

**附 則**(平成一五年一〇月七日条例第三三號抄)

(施行期日)

1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

三 前二号に掲げる規定以外の規定 公布の日

**附 則**(平成一八年三月二七日条例第二七號)

この条例は、平成十八年五月一日から施行する。

**附 則**(平成一八年七月六日条例第四二號)

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則**(平成二二年一二月二七日条例第三九號)

この条例は、平成二十三年一月一日から施行する。

附 則（平成二七年一月二二日条例第四九号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成二十八年六月二十三日から施行する。（後略）

附 則（平成三〇年三月二〇日条例第二一号）

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

附 則（令和五年三月一三日条例第四号）

この条例は、令和五年四月一日から施行する。

**別表**（第五条、第十二条の三、第十四条関係）

広島市中区のうち銀山町、胡町一番街区から五番街区まで、堀川町一番街区から四番街区まで、新天地一番街区、六番街区及び七番街区、流川町、薬研堀、弥生町、西平塚町、田中町並びに三川町一番街区、八番街区及び九番街区

---